

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和2年8月27日(木) 15:00~16:30

2. 開催場所 市役所4階 会議室S2~4

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、浦安手をつなぐ親の会(副会長)

千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、NPO法人フレンズ

社会福祉法人なゆた、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも

社会福祉法人サンワーク、NPO法人タオ、NPO法人千楽、社会福祉法人佑啓会

介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド、浦安市社会福祉協議会

千葉県立市川特別支援学校、福祉部(部長)、こども発達センター

4. 議題

(1) 部会活動報告について

(2) 令和元年度基幹相談支援センター事業報告について

(3) 地域生活支援拠点について

(4) その他

5. 資料

議題(1)資料 部会活動報告

議題(2)資料 浦安市基幹相談支援センター運営事業(令和元年度事業報告)

議題(3)資料1 浦安市の地域生活支援拠点における各機能まとめ

議題(3)資料2 浦安市地域生活支援拠点運営要領(案)

6. 議事

事務局：ただいまより、浦安市自立支援協議会を開催します。

協議会を開催する前に、進め方について確認させていただきます。

自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願いいたします。

なお、議事録には、発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくさるよう、お願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

また、議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は挙手いただき、会長の「〇〇委員、お願いします」の発言の後に団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

会長：それでは、議事進行を務めさせていただきます。

前の会議が押していますので、ご発言の際にはポイントを絞って手短にお話をいただければと思ひます。

それでは、本日の議事に入りたいと思ひます。

本日の議題は4件。議題1部会活動報告についてです。各部会のリーダーまたはサブリーダーから報告をお願いします。

報告については、何についてどのような議論があったのか、その結果、どのような結論に至ったのか、継続審議で単なる報告なのか、意見が聞きたいのかということ意識して報告していただければと思ひます。

初めに、こども部会についてご報告をお願いします。

NPO法人千楽：本日、リーダーが欠席になりますので、代わりに発表させていただきます。

部会活動報告、令和2年7月6日にやらせていただきました。

議題は4つです。1つ目、第1回自立支援協議会の協議内容の報告です。部会委員であれば、非公開の作業部会であっても、ほかの部会を傍聴することは可能と運用を見直しました。部会の議事要旨については、リーダー、サブリーダーも含め、出席委員全員で確認する運用に変更となった旨を説明しました。特に質疑はございません。協議結果は、審議終了になっております。

2つ目、令和元年度こども部会の振り返りと令和2年度の議題について。内容です。教育と福祉の連携をテーマにしているが、連携して何をするのかということまで共通認識を持つ必要があることや、課題について議論する上で、どの機関がどう関わっているか、事例検証を通して知る必要がある。中学卒業後の子どもへの支援についても議論していきたいという意見がありました。この協議結果は継続審

議、事務局とリーダー、サブリーダーで意見をまとめて、次回以降の議題を決める、という形になっております。

3番、障がい者福祉計画の策定と障がい者福祉に関するアンケート調査結果について。委員より、事業者アンケートの「サービス提供する上での課題」と「運営上の課題」の結果に矛盾があるように感じるが、なぜかという疑問がございました。これについて、後日回答をさせていただいております。事業別に分析をしたところ、利用者の確保が困難と回答しているのは主に就労移行支援、就労継続支援A型、また、B型の事業所でした。一方、申込者数が多く利用者の希望するサービスを提供できないと回答したのは、居宅介護や短期入所の事業所が多くなっており、事業ごとに状況が異なることが分かったということです。

4番目、作業部会「新型コロナウイルス感染症」による生活への影響について。非公開での開催になっております。協議内容、各所属での対応や、自身や周囲の方の生活に関してなど、情報共有や意見交換を行いました。子どもや保護者、支援者などの立場から、感染症への対応に関して不安だったこと、課題だと感じたことなどについて、様々な意見がありました。こちらに関しては、自立支援協議会へ報告となっております。

主な意見を抜粋して幾つかご紹介します。学校は、前年度から今年度にまたいで休校していたので、先生も子どものことが全然分からない。新1年生も全く学校のことが分からない。事業所は経営面の不安があった。緊急事態宣言中も一度も閉めずに開所し、利用者の中には利用自粛をする方もいたが、保護者の方の仕事の都合などで利用を希望する人がいれば受け入れていた。利用者も支援者も不安を抱えているが、利用者の中にはマスクをすることが難しい方がいたり、この状況が理解できない方もいる。保護者が仕事をしていないので、我慢をして預けない状況を取ったことによって、保護者の感情が爆発してしまうことがあった。中学校や特別支援学校では、子どもの学習保障をどうしていくか課題だったなどの意見がありました。

こども部会の活動報告に関しては、以上になります。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問あればお願いします。

よろしいですか。

ありがとうございました。

では、続いて、権利擁護部会について報告をお願いします。

浦安市社会福祉協議会：第1回権利擁護部会は、令和2年7月10日の金曜日に行いました。

議題1、第1回自立支援協議会の協議内容の報告。こちらは、部会委員であれば、非公開の作業部会であってもほかの部会を傍聴することは可能と運用を見直したことで、部会の議事要旨についてはリーダー、サブリーダーも含め、出席委員全員で確認するように変更になった旨、説明しました。質疑は特になく、審議終了となっております。

議題2、令和元年度の振り返り。令和元年度に議論した内容について、振り返りを行いました。その

中で、令和2年度の「第6回障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす」のイベントについては、後ほどの議題にも上がっていますので、そちらで報告します。質疑は特になく、審議終了となっております。

議題3、令和2年度権利擁護部会の議題について。主な意見としては、新型コロナの影響で皆が社会的なバリアがあるということを知ったことを契機に、障がいのある方の合理的配慮に関する理解を進めるきっかけとしたい。また、福祉サービス事業所における緊急事態宣言下の利用者対応と通所状況。聴覚障がい者は、コロナ感染の際に手話通訳の派遣ができるかどうか定まっておらず、危機意識をもっている。警察官の指導の仕方によっては委縮してしまう障がい者もあり、警察官が障がい者への理解を深める権利擁護に関する研修会の開催をお願いしたい。障がい者が近隣住民とのトラブルに巻き込まれた際のサポート体制や、地域の方たちにどのように理解してもらえればいいのかなど、支援の仕組みが必要ではないかという意見が出ました。

令和2年度の今後の権利擁護部会については、これらの意見を基として、またサブリーダーや事務局と調整しながら進めていきたいと考えております。こちらは審議終了となっております。

続いて、議題4、障がい者権利擁護センターの実績報告。事務局から報告してもらいまして、質疑は特になく、審議終了です。

議題5、障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について。こちらについても、質疑は特になく、審議終了となっております。

議題6、令和2年度かがやくまちうらやすについて。実施案について、コロナ禍の状況なので、例年とは違う形式で規模を大幅に縮小して、開催テーマは権利擁護の周知啓発と、コロナによる工賃減少の影響を受けた方の応援としたい。また、イベント開催の可否については8月中に行うこととしたいという説明が事務局からございました。主な意見としては、ユーチューブなど動画を流すなどのオンラインでの開催の検討はしたのか、あとは、コロナによる工賃減少の影響を受けた方の応援というテーマについては、見た人が分かりやすい表現の工夫が必要ではないかとの意見がございました。こちら、審議終了となっております。

その他として委員より、千葉県広域専門指導員の活動報告書などが配付されたことと、福祉体験教室が、コロナの影響もあって実施されていない状況のため、バリアフリーハンドブックを配布する機会が減少するのではないかという質問がございましたが、事務局から、小学校4年生に対しては今年度も全校に配布させていただく予定であると回答いただいております。

以上で、報告を終了します。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問あればお願いします。

よろしいですか。

続いて、相談支援部会について報告をお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：相談支援部会の報告を行います。

7月14日、第1回目を行いました。

議題1は、第1回自立支援協議会の協議内容を報告し、相談部会のメンバーと本協議会の議論の内容を共有し、審議終了となっております。

議題2は、今年度の議題の設定及び昨年度の相談支援部会の振り返りを行い、相談支援部会の成果として、事例集を完成させましょうということを確認し、障がい者福祉計画についても地域課題の提言かつ発出ということで、相談支援部会としては審議をしていこうという今年度の目標を確認して審議終了となっております。

3つ目の議題は、障がい者福祉計画の策定とアンケート結果について、部会のメンバーと一緒に事務局の説明を受けました。質問としては、回答率が上がったことはよかったが、その背景要因はというご質問があり、調査時期が年末年始で、みんな回答しやすかったのではないかという事務局からの確認があつて、これも審議終了となっております。

続いて議題4、地域課題のところでは、部会のメンバーは非常に闊達に発言をしてくれまして、時間が足りず、作業部会までもいかなかったということになります。地域課題ですが、前半の計画の進捗状況だったり、地域課題の整理をした部分と随分リンクしてくるところも多々ございますが、まず地域課題がたくさん出まして、キーワードにまとめて具体的なエピソードとして何が出たかということで、特徴的なものをご説明します。

まず、コロナ禍における影響が、現場でどのようなであったかということで、メディアにも多く報道されましたが、サービス利用の自粛によって虐待事例にまで至ってしまったという報告がございました。今後の第2波、第3波が来たときのサービス利用とその権利擁護という観点で、どのようにモニタリングをし、見守り、子どもたちへの虐待事例を防ぐかということが課題にはなるということを確認しております。

もう一つのキーワードが、支援につながらない事例。客観的に見ると支援が必要だけれども、ご本人が支援を受け入れないという事例で、典型的なのが8050世帯の子ども世代であったり、浦安にもごみ屋敷状態となっているところに、支援につながらない人がひっそり暮らしているという事例も報告がありました。それと、療育を始めるか、障がいがあるか、ないかで模索している未就学児の家庭が、こんなに放課後等デイサービスだとか、児童発達支援事業というものが地域に広がっている中で、相談をするという最初の一步につながらず、周りから頑張れ、頑張れと言われてたり、情報提供がなくて、お母さんが精神的に参ってしまうという状況が止まらないということももったいないよねということで、議論がされております。それから、外国人の方への支援というのも、支援になかなかつながらない言語の壁が大きなバリアになっていて、これも課題を解決していかないといけないであろうということで、議論しております。

足りない社会資源ということで、部会の委員からのヘルパー不足については、もう幾度となく議論し、幾度となく地域課題ということで出ているので、私たちはなぜ具体策にたどり着けないんだという、ここは我々自身への、もういいかげん具体策で手を打って、次の行動にアクションを起こすべきじゃない

かということで話は出るのですが、アクションについて、いつ、どこで、どんなふうに、どんなメンバーで話すかということが決まっていなことが、恐らくぐるぐるした議論で終わっているところだろうということで、これは今後のこととして考えなければいけないことになっています。

そのほか、コロナが出現して、事業所は消毒と換気で時間を費やしてしまう状態と、感染への常態的な不安が心理的な圧迫と負担にはなっていることが否めないということを確認して、このような地域課題が挙がり、計画作成にもつなげていこうということで、本協議会にも報告をし、必要に応じて議論していただくということになっています。

次が、地域生活支援拠点の緊急支援体制についてのフローについて、相談部会のメンバーにも意見をもらうということで事務局より説明をしていただき、自立支援協議会でも継続審議ということで、引き続き議論していくことを確認しております。

作業部会は、児童の相談に対する初期対応を検討する予定だったのですが、上記5つの議題で時間が終わってしまいまして、次回に延べ送りとなっております。

以上です。

会長：ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問あればお願いします。

すみません。続いて、報告全部を終わらせてしまいたいと思います。

次、本人部会の説明、お願いします。

事務局：前回の自立支援協議会において、本人部会の皆様にも新型コロナウイルスによる生活への影響や、第2波、第3波に備えて実態のヒアリングしたらいいのではないかというお話がありましたが、第1回の本人部会が今度、11月ということで、大分先になっておりますので、委員の皆様にも個別に電話、メール、また直接、聞き取りを行いましたので、口頭ですが、報告させていただきます。

まず、就労に関しては、就労継続支援B型を利用している方いらっしゃったんですが、事業は継続されていたということで、特に就労について変化はなく、生活に困ったというのはなかったということでした。ただ、外出に関しては、皆様一緒なのですが、外出の機会が減ってしまったという現状と、生活について、障がい、持病があるので、感染症に対する恐怖というのはとても強くて、不安な毎日を過ごしていた。体調不良を感じても、検査を受けるにはどこに連絡をしたらいいのかということも全く情報が得られず、病院にも行けず、すごく怖い思いをしていたというお話も聞いております。

そのほか、このような状況で災害が起こったときに、避難などはどうしたらいいのかがよく分からなくて不安で、事前の情報があれば安心だったというお声をいただいております。

最後になりますが、ご自身のことではありませんが、ほかの障がいのある方が心配だと感じたこととして、マスクや紙製品の購入が、皆さん大変だったと思うんですが、身体障がいのある方で車椅子など利用されている方、移動に不自由な方は、どうしていただろうと心配になったというお声がありまして、移動に不自由な方向けの購入のあっせんなど、支援がもっと早くにあつたら助かったのではないかとご意見をいただいております。

以上になります。

会長：ありがとうございます。

本人部会の説明について、何かご質問等ありますか。

以上で、部会報告は終了ですが、今年度の前半期というのはコロナ禍の中で、利用者さんも事業者も、また市役所も本当に大変だっただろうと思います。そういった中でも、前々からある社会資源不足などの問題というのは相変わらず存在しているということですよ。今年度の各部会の議題等々について、会長、副会長もいますので、事務局とともに、相談があればいつでもお受けしますので、各リーダー、サブリーダーの皆様方におかれましては、ご相談していただければと思っております。

部会報告としては、以上ということによろしいでしょうか。

議題2、令和元年度基幹相談支援センター事業報告について、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともから説明をお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：基幹相談支援センター運営事業の実績報告をさせていただきます。時間も限られておりますので、特徴的なところを、かいつまんで説明します。

昨年度対応した利用者の人数は、284名となっております。そのうち、令和元年度初めて基幹相談につながった方が全体の44%、平成30年度からの継続利用者の方が全体の56%という割合になっております。

個別の相談支援の特徴としては、先ほどの相談支援部会とも話が通じますが、支援につながっていない方の事例、情報提供を受けて、アウトリーチ重ねて、どうにかこうにか支援につなげるという実践。コロナの影響を受け家庭内暴力、警察介入があり、警察からのSOSを受けて対応するとか、当事者のご家族からの支援要請を受けて対応するとか、あとは、重度の障がいの方の一人暮らしの支援ということで、言語コミュニケーションが難しい状態の方なのですが、行動分析によってご本人の生活の質を分析し、必要な支援を組み立てていくというような特徴があったかと思えます。

そのほかには、継続的な支援ということで、5年、10年の継続的なご支援している困難ケースもあることを申し添えさせていただきます。

障がいの種別内訳でいきますと、一番大きい割合が知的障がいの方。次いで、発達障がいの方、精神障がいの方への支援となっております。

続いて、地域の相談支援事業所の後方支援の内容です。計28名の、他事業所の方が支援している方への後方支援を提供しております。年金申請の支援から、権利擁護案件となった外国の方への支援、緊急携帯電話に入電したことがきっかけで、地域の相談支援事業所の方と一緒に困難事例対応し、現在でも継続的な支援はつながっている事例もあります。

総合的な専門的相談窓口、また、24時間、365日の連絡相談体制を維持するという中で、窓口開設時間が仕様書上、設定されておりますが、それ以外の相談件数が全体のどれぐらいだったのかというと、全体の11%となっております。緊急携帯電話でまず一報が入ってきた相談内容ですが、単身生活の方に関しては、自分たちの不調だとか、一人暮らしを送る際の生活環境の不具合を常に相談できる連絡ツ-

ルとして。もう一つは、事業者が利用者支援に入ったときの困ったときの連絡先の1つ。それから、年末年始等、担当の相談支援事業所が閉所して連絡が取れなくて、相談する場所がなくて、基幹相談に初めて連絡が入るケース。それから、先ほど申し上げたように、警察介入後、その後の継続的な支援ということでこちらに連絡が入るケース、日曜日だったり、祝日ということが多いのですが、平生時も継続して緊急事態が再発しないような手だてを打つために、継続的な相談対応を行いました。

最後になりますが、地域の相談体制の強化と取組ということで、8050世代が地域の課題になっているということも受けて、3ページ目、親亡き後のことを考えるための講演会を行いました。それから、計画相談支援の質の向上ということで、グループスーパービジョンの実施。それから、仕様書に求められております会長にもコーディネーター、また講師としてお力添えしていただいております連携会議では、医療的ケアや防災ということを取り上げて、地域のネットワークづくりを行いました。

それから、相談支援実務者会議はご覧のとおり、全5回行ってございまして、ざっくばらんな、相談員の皆さんが現場のこと、困り感、日々抱えている葛藤だったり、計画相談の仕組みであったりということを議論する場として定期開催を行いました。

簡単ではございますが、基幹相談支援センターの事業報告とさせていただきます。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問あればお願いします。

どうぞ、こども発達センター。

こども発達センター：基幹相談支援、非常に多様な方の相談があるかと思って、ご苦労も多いかと思います。

数字の中で気になったところを1点質問させてください。

障がい者種別の割合のところですが、実人数で12%、延べ人数で15%となっておりますが、これが多分、他市の基幹相談のところと比べますと、非常に精神の割合が低いように感じるんですが、この辺、浦安の場合、構造的な理由がある。例えば、精神の方の相談を受けるような別の機関が何かあるのかどうかという点が1点。

それから、こういった基幹相談支援センターの実績について、他市のセンターとのデータの比較などをするようなことがあるのかどうかという点について伺いたいと思います。

会長：1点です。お願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：精神の方の対応に関しましては、浦安においてはソーシャルサポートセンター、精神障がいの特化した地域活動支援センターがあるということは大きいかなと思っています。なので、基幹相談支援センターだけでなく、まず一元的に引き受ける場所があることは影響していると思います。

もう一つ、他市との比較ということですが、統計的に比較をしているということとはございません。コロナ禍ということで、東葛地域の基幹相談支援センターが集まってオンライン会議はさせていただきました。定期的に市川の基幹さん、船橋の基幹さん、松戸の基幹さんとは、市川の基幹さんが音頭取りをしてくださって、お互いの現場の状況についての情報共有という機会は設けさせていただいております。

以上です。

会長：ありがとうございました。

今に関連すると、精神障がいのある方の対応というのが、本来、浦安市として考えたときはソーシャルと合算した形が、浦安市の全体像を示しているということに、なるんですか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：合算…ということは。

社会福祉法人サンワーク：基幹相談支援センターと、ソーシャルサポートセンターの役割が違ってくるので、合算になるか分からない。基幹相談支援センターのほうが、家庭内的な問題であったり、その人自身の本質的な問題で、サービスにつながる前の部分も含めて関わっていると私は感じているので、確かにこの12%、15%という精神の部分はやや低いのかなというのは、正直な私の感想です。

会長：ありがとうございます。

何が言いたかったかという、市川市なんかで聞くと、精神の方の、ずっとお電話が長くてということがあって、それがもう基幹の大きな仕事になってしまっていたりするので、浦安の場合は、そこを受けてくれる別のところがあるとすれば、そういう意味では、浦安市全体としたら、さっき合算と言ってしまったんですが、合わせた形の機能を2つで持っていると考えていいのかというご質問でした。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：地域活動支援センターで、つぶやき相談だとか、心情を吐露する場所があるということは、寂しいんだ、不安だという長い電話について一定程度受け止められているというのは、地域に14事業所、計画相談始まりましたが、そこで地域の相談員さんが一定程度頑張ってくださっている成果かなとも思います。

先ほど社会福祉法人サンワークがおっしゃったように、我々は計画相談でサービスをコーディネートする地域の相談員さんたちにつないで、バトンを渡して、終了していくというのが最近の、大きな流れになってきているので、ソーシャルサポートセンターと支援領域を分けながらというのは、実践的にはあるのかなとは思いますが。

会長：渡していくというのはもちろんいいですが、浦安市全体の障がい者の状況ということを見ていくときに、どういう統計の取り方があるのかなと思ったわけです。

その辺も踏まえて、全体見ていかないといけないのかなとは思いました。ありがとうございました。そのほかございますか。

社会福祉法人サンワーク、お願いします。

社会福祉法人サンワーク：実施内容、昨年単年で284人の方に関わってというところで、実質、⑤番目を見ると5年とか10年の継続的な関わりも行っているという方がいるかと思うんですが、基幹相談支援センターとしては、毎年大体このくらいの方と関わりを持っているのか。あと、新規が126名だったということですが、逆に、先ほど話のあった、外に出ていった、ほかの相談支援事業所に移行したという方がどの程度いたのかというのは、分かればいいんですが、お伺いできたら。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：対応の実人数の合計としては、大体280名前後というのが推移していて、これぐらいが現状の個別の相談対応をするところのいっぱい数字なのかなという

のが、昨今の統計人数を見ると感じているところです。

地域の相談支援事業所の皆さんにバトンを渡していった具体的な人数というのが、今日手持ちでない
ので、お答えできない状況ではございます。

会長：今のご質問にもあるように、運営の中身が見えづらいというか、全体の数284ですが、特徴的なケース
は確かに書きになっていただいているのですが、それぞれの割合とか、あと、入った人数が新規で
126は分かるんですが、出ていった人数どれぐらいなのかとか、そういったところも含めて数が分かる
ような内容だと、もう少しいいのかなと思いました。

すみません。時間もどんどんたっしてしまっているもので、議題2に関してあれば、メール等でお受けい
たしますので、よろしく申し上げます。

続いて、地域生活支援拠点について。事務局より説明をお願いします。

事務局：議題3、地域生活支援拠点について、A3横の資料1、浦安市の地域生活支援拠点における各機能ま
とめと、資料2、A4縦のもの。浦安市地域生活支援拠点運営要領案に基づき説明をさせていただきます
す。

本市における地域生活支援拠点の運営計画等については、これまでも協議会や部会において説明をさ
せていただいているところです。このたび、拠点の中核的な機能を担う東野地区の複合福祉施設の居住
棟内の多機能拠点が今年11月1日より運営開始を予定しているところです。これに合わせて、ガイド
ラインとなるこの運営要領の作成を進めており、今回、事前に素案をお配りしました。また、作成に当
たり、会長にも取り急ぎ目を通していただいて、頂戴したご意見、ご指摘を反映させていただいていま
す。

併せて、各機能のまとめについては、拠点が担う5つの機能について、本市の拠点が目指す支援とそ
の体制、それから、現時点で整理している課題などをまとめておりますので、併せてご覧いただければ
と思います。

それでは、地域生活支援拠点の運営要領案をご覧いただければと思います。本日、時間に限りがあり
ますので、要点抜粋して説明します。

まず、地域生活支援の概要で、既に説明しているところもありますので、おさらいになろうかと思
います。資料1ページに、用語の定義という形で載せております。改めて、地域生活支援拠点とは何かと
いうところですが、これは国も指針で表しているところを載せておりますが、障がい児・者の重度化や
高齢化、親亡き後を見据えて居住支援のための機能を持つ場所や体制のことを指し、障がい者の生活を
地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを表します。障がいを有する方が住み慣れた地域で、
その人らしく安心して長く生活できるように、地域の様々な機関、社会資源や人々が協力し、手を携え
支え合うということが具体的な理念になろうかと思います。

イメージとしては、資料5ページをご覧いただければと思います。こちらが、本市が目指す地域生活
支援拠点のイメージということで、5つの機能を反映しております。中央に、まさに中核、中枢となる
基幹相談支援センターと東野地区の多機能拠点が、地域生活支援拠点における中核的な、本当に中心的

な存在となって担って、周りに手を携える形ですね。複数の機関等が様々な役割、その専門性によって分担をし、連携し、協力し合う、面的な支援体制というのを構築します。ちなみに、東野地区の複合施設の多機能拠点というのは、ご存じの方も多いと思いますが、前後しますが資料2ページ上部に、この東野地区の複合施設、2棟ある建物ですが、こちらの居住棟と呼ばれる障がい者のグループホームと短期入所の事業所になるのですが、こちらでこの拠点の緊急時の駆けつけや対応、それから、体験の機会の場の機能を担う事業所になるものです。

それでは、この拠点の機能をどのように本市が稼働させていくのかというところですが、まず拠点5つある機能のうち1つ目、相談という機能がございます。この相談については、目指す支援として、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保する。障がいの特性に起因して生じた緊急時の対応に対して、必要な相談支援を行うと。主に基幹相談支援センターは、緊急時の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談、その他必要な支援を行う。こういったことを想定しています。また、その支援体制については、現在もワンストップという形で行っておりますが、常時、24時間、365日の連絡体制を確保している基幹相談支援センターのほか、市内の各相談支援事業所、それから、私ども市の障がい福祉課や権利擁護センター、こういったところがその支援体制になるかと思えます。

また、現時点で考えている課題については、いわゆる相談事例の共有による担当者のスキルアップであるとか、コーディネーターを今後どのように配置していくのか。その要件や、配置するための予算措置とか権限、こういったところを認識しているところです。

次に、機能の2つ目。緊急時の受入れ・対応というところになりますが、こちらは資料6ページをご覧いただければと思います。こちらに詳しく記載しています。まず、緊急時の受入れ・対応については、短期入所を活用した緊急時の受入体制を常時確保するという。それから、介護者の急病やその障がいをお持ちの方本人の状態変化等に応じて、緊急時の受入れを行うという。必要に応じて、医療機関等への連絡体制を行うこと等を想定しています。

また、その支援体制については、緊急時における駆けつけとして2つ大きくカテゴリーがあるものと考えています。1つは、先ほど議題でもお話ありましたが、緊急時支援事業という形で、事前登録制の緊急時支援事業をご利用になる場合。これは、障がいをお持ちの方が、家庭で緊急的に困った事案が生じたときに、連絡を受けた多機能拠点から支援員が派遣され、対応するということになります。例えば、体に障がいがある方では、ベッドから落ちてしまい、戻るために介助が必要な場合。それから、知的に障がいがあるお子さんがパニックになってしまい、クールダウンが必要な場合、こういったケースが想定されます。こういった緊急的な支援が今後生活していく中で必要であるとあらかじめ分かっている世帯については、この事前登録制である緊急時支援事業をお勧めしていきます。

逆に、この緊急時における駆けつけのもう一つのカテゴリー、つまり、事前登録制の緊急時支援事業の登録者以外からの緊急要請については、これは想定するに、緊急時支援事業の存在を知らなかった。もしくは、知っていたけれども、今は必要ないということで登録していなかった。こういった方からの

緊急要請になろうかと思えます。例えば、市外から転入してきたばかりの方からの緊急的な相談や、障がいを持つお子さんをお持ちのひとり親の方自身が、実際、親御さん自身が急遽入院せざるを得なくなり、介護する方が全くいなくなってしまうよと、こういった方からの要請、SOSを想定しています。

これも同様に、障がいの種別を問わず、対応時間は24時間、365日としていますが、基本的に緊急的に駆けつける要件は、介護を行う方の疾病とか、その他の緊急的な要件で、居宅で介護を受けることが本当に一時的に困難な場合に、例えば深夜帯とか夜間、早朝帯を含めて駆けつけるという形にしていますので、ご相談を受けたときに、明日の平常時の時間で対応ができるよといった場合は、その時間に改めて複数の職員で伺うというようなことを考えています。

また緊急時の受入先となる常時確保の短期入所としては、今、既に一時ケアセンターで1床確保しているところですが、こちらの多機能拠点における短期入所においても1床、常時確保して、対応する予定としています。この緊急時の支援体制は、資料9ページにイメージ図を載せてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、この緊急時の駆けつけ対応の課題は、医療機関との連携であるとか、医療的ケアや医療行為が必要な方の受入れというのが即時は難しいケースが想定されるのかなと。それから、緊急時の受入先を今後増やして、拡充していくという必要、こういったところが必要なのかなと考えています。

それから、機能の3つ目については、体験の機会や場ということになります。これは、地域移行や親元からの自立に当たって、グループホーム等のサービスを利用させていただいて、ひとり暮らしの体験の機会、場を提供することを想定しています。実際に施設や医療機関から地域生活に移行するための体験や練習の場所、それから、今は親と暮らしているけれども、ひとり暮らしを念頭に置いた利用と、こういったところが考えられるところです。現在、市内の各グループホームの空いている部屋を活用して、この体験の場というのを提供しているんですが、今後、この東野地区の複合施設の多機能拠点において、グループホームで体験の機会のある場ということで常時1床、一部屋を確保する形になりますので、こちらからスタートしたいという形で考えています。

こちらについても、課題というところでまとめのところにも載せているんですが、実際、浦安市においては入所施設がないということと、入院病床がある医療機関がないということで、地域移行の事例が少ないということが挙げられます。あとは、様々な障がい特性に即したグループホームの不足というのも考えているところです。

それから、4つ目の機能としては、専門的人材の確保・養成。5つ目については、地域の体制づくりがありますが、時間の関係がありますので、本日省略させていただいております。

また、この地域生活支援拠点については、これで始めてしまえば終わりということではなくて、今後、周知啓発、それから、この地域生活支援拠点のこの事業に参画する事業者がどんどん増えていくということが必要だと考えています。そのためにも、積極的な周知に努めるものというところでは考えているところですが、資料13ページにもお載せしたんですが、この事業に参画することのメリット、プラスというところも明記しております。具体的には、地域の担い手として、私たちの事業所やっていますよと、

市でも公表させていただくほか、この拠点に係る報酬の加算が請求可能になったり、あとは、市独自で設定している補助金ですね。運営費の補助金等が受けられるという、こういったメリットについても訴求していきたいと考えています。

あとは、地域生活支援拠点が実際に始まった後も、必要な機能が適切に実施されているか、地域の実情に即しているか、地域課題に対応できているかというところの検証も十分行う必要があると考えておりますので、定期的に自立支援協議会等へ実績や実施状況等を報告させていただいて、随時見直しを行って、この機能の充実、発展を図ることとしています。

今後、協議会であるとか、相談支援部会でモデルケースを緊急時の支援体制のフローに当てはめたロールプレイングなんかを行って、実際、絵に描いた餅ではなくて、フローが実質的に機動するかどうかというところも検証するという形で考えております。今後、協議会において、先ほど申し上げたように、実績報告等をさせていただいて、その都度、委員の皆様からご意見をいただいて、市の実情や地域課題の解消に即しているかという検証を、PDCAサイクルを働かせというのが最後14ページになりますが、拠点機能の充実、発展というのを実現させていきたいと考えています。

大変申し訳ございません。駆け足でご説明させていただきました。今日、不足した説明の箇所については、次回以降の協議会においてもまたご報告をさせていただきたいと思っております。

長くなりました。私からの説明は以上となります。

会長：ありがとうございました。

拠点の運営要領案ができて、ようやく形というのが見えてきたかなと。それでもまだ、コーディネーターどうしようとか、面的整備に参画していただける事業者どれくらいあるかなとか、不確定なことはありつつも、ようやく枠組みが見えてきたのかなというところに今あると思います。

時間ももう過ぎておりますが、この拠点についてどうしても触れておきたいところありますか。

また次回以降の協議会においてもお話は続くということなので、それまでじっくり見ていただいて。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、お願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：すみません、時間がないところ。1点だけ。議題3(1)のA3横資料ですが、相談のときの課題のコーディネーターの配置。コーディネーターの要件、権限、配置のための予算措置ということは、これからコーディネーターのための予算措置をするということで、実際には拠点は11月にキックオフして、入り口支援、出口支援ということでコーディネーターの存在は必要だけれども、これからコーディネーターを配置する課題があると理解をしいものなのか、ちょっと混乱します。

会長：事務局より先に私の考えを申し上げますと、このコーディネーターというのは地域の体制づくりのコーディネーターですよね。ですから、市内にある事業者をどうコーディネートしていったって、例えば、一旦拠点で受けた人をどうつなぐとか、社会資源を強化していったって、地域全体のコーディネートをしていく。その入り口支援のところの振り分けというのはむしろ基幹相談支援センターの相談の機能の仕事かなと、私としては理解していて、地域づくりのコーディネーターというふうに理解しているので、だか

ら、相談のほうにつけるのか、拠点のほうにつけるのかというのは、僕の中ではどっちがいいのかなと
いうところではありますが、この当初の考え方からすると、基幹の中に置こうかなと市としては今のと
ころ考えているということかなと理解しております。いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。今、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからお話あった件、それか
ら、会長からお話あった件、確かにご指摘のとおりかと思えます。今、相談のところに載せている課題
は、さらに基幹相談支援センターにおいてコーディネーターが複数必要になるであるとか、もう少し充
実させていく必要があるなといったところがもし今後出てくるのであれば、それは課題になってくるの
かなというところですね。

あとは、会長に教えていただいたその体制づくりのところのグルーピングというか、コーディネータ
ーというところは、一番下のところにも載せさせていただいたんですが、どのような形で地域の手を携
えるところ、つないでいくかということかとは思いますが、今いただいたご意見を私のほうでも、
こちらの備考を分かるような形で整理しておきたいと思えます。

ありがとうございます。

会長：コーディネーターというのが、なかなか定義づけができていない部分もあって、入り口のところと出口
というか、地域づくりというところですかね。この辺も、概念整理も含めて、今後していかなきゃい
けないというところですかね。よろしくをお願いします。

いかがでしょうか。そのほか、ございますか。

社会福祉法人サンワーク、お願いします。

社会福祉法人サンワーク：すみません、そもそもの話ですが、この今日読んでいただいた浦安市地域生活支援
拠点運営要領というのは、事業者に向けたものという形で捉えていいんでしょうか。それとは別で、例
えばこれを利用する方へ向けるまた別紙がつくられていくのか。どうなんでしょうか。

これを読む中で、自立支援協議会に出ていて、この地域生活支援拠点のことをやっている身としても、
何か毎回読むたびに、あれ、これって何だっけみたいなものが出てくるのが現状の中で、実際に11月に
フルオープンになったときに、利用される方に向けて何か提示するもの、これとはまた違うものがある
のかどうかというのが分かたらうれしいです。

会長：僕の理解だと、これはまさに拠点を運営する事業者。だから、佑啓会だけではなくて、面的整備なので、
そのほか運営に協力する事業者向けの要領。だから、僕も事前にお話するとき、これ何だっけって
確かにいっぱいありました。なので、整理させていただいたんですが、それでもまだまだ多分あるので、
その辺は改善が必要かなというのと、あと、今言われたように、利用者向けの拠点のパンフレットなり
というのはまた別に、用意されると理解しております。

何か補足ありますでしょうか。

よろしいですか。

ということですので、よろしくをお願いします。

そのほか、ありますでしょうか。よろしいですか。

すみません。進行が悪く、大幅に時間が、15分ほど過ぎてしまいました。申し訳ございません。

では、その他について、事務局からあればお願いします。

事務局：長時間にわたり、ありがとうございました。

最後に、その他というところで事務局から、まず私から1点ご報告させていただきます。先ほど、浦安市社会福祉協議会からもありました、権利擁護部会でも協議した、例年11月の上旬に行っている「かがやくまちらやす」という啓発のイベントについて、今年度の開催を担当課でも協議をさせていただいたところですが、実際に、新型コロナウイルスの感染防止に非常にクラスター発生の懸念があるということと、依然として浦安市において浦安コロナ警報が発令中であるということ。準備に最低でも2か月は要するところを鑑みて、開催を希望してほしいという声も少なからずいただいた中で大変残念ではあるんですが、今年度は中止の方向という形で考えているところですので、本日も報告をさせていただきます。

以上です。

会長：今年度は非常に残念ですが、現状を見ると仕方ないのかなと思っております。来年度以降、コロナに関する情報も整理されて、イベント系ですね。どういったところであれば開けるという指針が出されていくのかなと期待しておりますので、普通に開催できることを期待しております。

それでは、本日の議題は以上になります。

最後に、事務局から連絡があれば。

事務局：次回の開催について繰り返しですが、10月8日木曜日に、また計画策定委員会の終了後で15時からを目安に開催予定となっております。開催場所は現状、同じ場所を予定しておりますが、会議室の関係もありますので、場所が変わる場合にはお間違えのないようお願いいたします。

また、本日お車でお越しの方は、計画委員会と連続でご出席されていますと時間が超過していると思いますので、お帰りの際に駐車券を事務局にお示しいただければ、スタンプ処理をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

会長：それでは、これをもちまして第2回自立支援協議会を終了いたします。

長時間、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

浦安市自立支援協議会（令和2年度第2回）次第

令和2年8月27日（木）

15：00～16：30

市役所4階 会議室S2～4

1 開会

2 議題

- （1）部会活動報告について
- （2）令和元年度基幹相談支援センター事業報告について
- （3）地域生活支援拠点について
- （4）その他

3 閉会

部会活動報告

- ・第1回こども部会
- ・第1回権利擁護部会
- ・第1回相談支援部会

部会活動報告

部会名	令和2年度 第1回こども部会	*作業部会 (有)
日時	令和2年7月6日 (月) 午後1時30分～午後3時30分	

■報告事項

①	議題	第1回自立支援協議会の協議内容の報告
	協議内容	第1回の自立支援協議会の内容について、事務局より報告。 部会委員であれば非公開の作業部会であっても、他の部会を傍聴することは可能と運用を見直した。部会の議事要旨についてはリーダー、サブリーダーも含め、出席委員全員で確認する運用に変更となった旨説明した。特に質疑なし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ (報告・審議) <input type="checkbox"/> その他 ()
②	議題	令和元年度こども部会の振り返りと令和2年度の議題について
	協議内容	令和元年度に実施した委員へのアンケートを基に、令和元年度の振り返りと令和2年度の議題について意見を伺った。 「教育と福祉の連携」をテーマにしているが、「連携して何をするのか」というところまで共通認識を持つ必要があることや、課題について議論する上で、どの機関がどう関わっているか事例検証を通して知る必要がある、中学卒業後の子どもへの支援についても議論していきたいという意見があった。
	協議結果	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 (事務局とリーダー、サブリーダーで意見をまとめて、次回以降の議題を決める) <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ (報告・審議) <input type="checkbox"/> その他
③	議題	障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について
	協議内容	障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について事務局より報告した。 委員より、事業者アンケートの「サービス提供する上での課題」と「運営上の課題」の結果に矛盾があるように感じるが、なぜかという質疑があった。
	協議結果	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ (報告・審議) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (後日、事務局から質疑について回答する)
④	議題	作業部会「新型コロナウイルス感染症」による生活への影響について ※非公開
	協議内容	各所属での対応や、自身や周囲の方の生活に関してなど、情報共有や意見交換をおこなった。 子どもや保護者、支援者などの立場から、感染症への対応に関して不安だったこと、課題だと感じたことなどについて、様々な意見があった。
	協議結果	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ (報告・審議) <input type="checkbox"/> その他 ()

部会活動報告

部会名	令和2年度 第1回権利擁護部会	*作業部会（無）
日時	令和2年7月10日（金） 午後1時30分～午後3時30分	

■報告事項

①	議題	第1回自立支援協議会の協議内容の報告
	協議内容	第1回自立支援協議会の内容報告。部会委員であれば非公開の作業部会であっても、他の部会を傍聴することは可能と運用を見直した。部会の議事要旨についてはリーダー、サブリーダーも含め、出席委員全員で確認する運用に変更となった旨説明。 質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②	議題	令和元年度権利擁護部会の振り返り
	協議内容	令和元年度に権利擁護部会で議論した内容について振り返った。積み残したものとして令和2年度「第6回障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす」イベントのテーマ決めがある。 質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
③	議題	令和2年度権利擁護部会の議題について
	協議内容	昨年度の経過も踏まえながら、残り2回の部会で取り上げたい議題について委員より意見を集める。 （主な委員意見） ・新型コロナの影響で皆が社会的なバリアがあるということに気づいたことを契機に、障がいのある方の合理的配慮に関しての理解を進めるきっかけとしたい ・福祉サービス事業所における緊急事態宣言下の利用者対応と通所状況 ・聴覚障がい者は、コロナ感染の際に手話通訳の派遣ができるかどうか定まっておらず、危機意識をもっている ・警察官の指導の仕方によっては委縮してしまう障がい者もあり、警察官が障がい者への理解を深める権利擁護に関する研修会の開催をお願いしたい ・障がい者が近隣住民とのトラブルに巻き込まれた際のサポート体制や、地域の方たちにどのように理解してもらえればいかなど、支援の仕組みが必要
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）

④	議題	令和元年度実績報告（障がい者権利擁護センター）
	協議内容	令和元年度の障がい者権利擁護センターの障がい者虐待・差別に関する相談対応、障がい者成年後見制度支援事業についての実績を報告した。 質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤	議題	障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について
	協議内容	障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について事務局より報告した。 質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑥	議題	令和2年度かがやくまちうらやすについて
	協議内容	令和2年11月1日に実施予定の「第6回障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす」の実施案について事務局より説明。規模を大幅に縮小し、開催テーマは権利擁護の周知啓発とコロナによる工賃減少の影響を受けた方の応援とする（主な委員意見） ・経済的な応援か、精神的な応援か →双方を想定している ・オンラインイベントとしても検討したほうがよい ・コロナによる工賃減少の影響を受けた方の応援、というテーマには、わかりやすく伝わるような表現の工夫が必要
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑦	議題	その他
	協議内容	（委員より） ・平成30年度の千葉県広域専門指導員の活動報告書、相談実績、実際の相談事例について対応と結果をまとめたものを配付した。 ・新型コロナウイルスの影響で福祉体験教室が実施されずバリアフリーハンドブックを配布する機会の減少が予想される。 →小学校4年生に対しては、今年度も全校に配布させていただく予定である。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）

部会活動報告

部会名	令和2年度 第1回 相談支援部会	*作業部会（無）
日時	令和2年7月14日（火） 午後1時30分～午後3時30分	

■報告事項

①	議題	第1回自立支援協議会の協議内容の報告
	協議内容	第1回自立支援協議会の内容報告。協議会から意見を報告した。協議会では、新型コロナウイルス感染症や大雨による災害が発生している状況の中、災害時の要配慮者等について、平時から情報をいかに把握して支援していくことが危機回避では大事ではないか、また、相談支援部会では地域課題の整理・発見が期待されているが、今後の自立支援協議会の部会編成では地域課題ごとに編成したほうがよいのではないかな等の意見があったことを報告した。 質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②	議題	令和元年度相談支援部会の振り返りと令和2年度の議題について
	協議内容	令和元年度は主に事例検証を行い、初動対応や連携について整理を行った。協議会からは、地域課題の抽出・整理を期待されているので、令和2年度は地域課題を議題とし、引き続き事例検証等を行いながら成果物として事例集を完成させていくこと、また、今年度は障がい者福祉計画についても議題とすることを確認した。 質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
③	議題	障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について
	協議内容	障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について事務局より報告した。 回答率が上昇したこと要因について質疑があり、事務局から回答しやすくするように調査項目の見直ししたことや調査時期が年末年始だったこと等が理由ではないかと考えていると回答した。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）

浦安市基幹相談支援センター運営事業（令和元年度事業報告）

1. 業務時間と職員体制

職員体制	窓口開設時間	相談対応時間	窓口開設時間外は
常勤4名 非常勤1名以上	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	24時間 365日	緊急携帯電話にて対応

2. 相談支援事業（専門的・総合的相談支援／ワンストップ相談窓口）

	実施内容（2019年4月～2020年3月）
実人数	<p>284人(男性181人、女性93人、不明10人) [284名の内分け] 令和元年度の新規利用者：126名（全体の44%） 平成30年度からの継続利用者：158名（全体の56%） [特徴的なケース]</p> <p>① 重度の知的・発達障がいの方の単身生活支援（初めての一人暮らし開始） →サービス等利用計画の作成 →専門的なケア技術向上のためのスーパービジョン導入支援 →行動分析の支援（睡眠、体重、パニック頻度、精神薬との関連性） →精神科医療の導入と主治医との密接な連携</p> <p>② 支援につながっていない方たちへの支援 →重度の統合失調症の方への訪問型の支援（心理職によるアウトリーチ、訪問看護の導入） →8050、7040世帯の医療や支援につながっていない子ども世代への支援</p> <p>③ 家庭内暴力（コロナ禍の影響あり）への介入・対応 →発達障がいの方の苛立ち（ルールを守らない人への苛立ち、感染不安、ロックダウン恐怖等）</p> <p>④ きょうだいともに障がいがある世帯への支援</p> <p>⑤ 5年、10年の継続的な支援 →出会った時は3歳。中学卒業を迎える現在も支援中。 →出会った時は精神症状悪化、セルフネグレクト状態で支援機関とつながっていない状態。アウトリーチを重ねて支援スタート開始。7年間継続支援で、現在は成年後見制度を利用しながら自立生活を支援中。</p>
延べ人数	21090人
相談件数	25995件
障がい種別割合 （実人数）	知的25% 発達14% 精神12% 難病7% 身体5% 身・知4% 高次脳3% 知・精2% 重心2% 身・精1% その他25%
障がい種別割合 （延べ人数）	知的31% 難病20% 精神15% 重心7% 知・精7% 身・知5% 発達5% 身・精3% 高次脳3% 身体1% その他3%

相談形態	訪問 702件 来所 424件 同行 110件 電話 3103件 メール 646件 関係機関との連携 13407件 関係者会議 250件 その他 2448件
対応時間	窓口開設時間内 18860件 窓口開設時間外対応 2230件（全体の11%）

2-1 地域の相談支援事業所への後方支援（困難ケース・ピアスーパービジョン）

	実施内容（2019年4月～2020年3月）
実人数	28人（男性 20人、女性 7人、不明 1人） ① 社会資源についての情報提供 ② サービス担当者会議への参加（見立て、支援方針、具体的な支援策の構築支援） ③ 年金申請の支援 ④ 権利擁護案件となった外国の方への支援 ⑤ 緊急携帯電話に入電したことがきっかけに関わった地域の相談支援事業所が担当する事例への継続的な支援
延べ人数	255人
相談件数	286件

3. 基幹相談支援センターに係る事業

3-1 総合的・専門的な相談支援

① ワンストップ相談窓口としての機能を持たせ、既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている、あるいは福祉による支援に繋がっていないなど、支援困難な障がい児・者等への総合的・専門的な相談支援の実施。
② 夜間・休日の対応を含め、24時間365日体制とする。 窓口開設時間外の対応件数：2,230件（全体の11%→月平均 186件） [緊急携帯電話で対応した特徴的な内容] A) 家庭内暴力への警察介入後、基幹相談への当事者（家族）からの支援要請 B) 単身生活を送る障がいのある当事者からの体調不良の訴え、相談 C) 当事者（家族）から、ヘルパー事業所よりケアが手配できないと言われ、何とか他事業所で工面してもらえないかとの相談 D) 重度の障がいのある方の単身生活の支援している支援者（ヘルパー）からの連絡（パニックやこだわり行動により通所先への出発が遅延する等のスケジュール調整要請） E) 発達障がいの方からの昼間気になってしまったこと、フラッシュバックに連鎖したネガティブな思考に紐づく不安への対応 F) 年始、触法行為により拘留された障がいのある当事者の家族からのSOSコール（担当相談支援事業所が閉所して連絡が取れず、相談する場所がなく基幹相談に電話が入った）
③ 相談ミーティング開催（事例検討、スーパービジョン） 40回

3-2 地域の相談支援体制の強化と取組み

①地域の相談支援事業者の人材育成の支援

実施内容	講師	対象者	実施月 開催回数	参加人数
講演会 『障がいのある人の「親なきあと」～「親あるあいだ」の準備』	「親なきあと」 相談室主宰 渡部 伸 氏	当事者、およびその 家族、福祉・医療・ 教育・行政関係者、 サービス提供事業 者、講演会テーマに 興味のある一般市 民の方々	6月1日	76名
グループスーパービジ ョン	武蔵野大学教授 岩本 操氏	相談支援専門員及 び相談員	6, 7, 8, 10, 11, 12, 1, 2月 に開催 合計8回	のべ99名
相談支援事業所 支援ニーズヒヤリング	*****	相談支援専門員	11月7日 12月19日	2事業所

②関係機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化及び年2回以上の連携会議を実施

実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
連携会議	和洋女子大学 高木憲司 氏	相談支援事業者・民 生委員・身体/知的障 害者相談員・各種相 談機関等職員	7月18日	46名
			11月28日	41名
相談支援実務者会議	*****	相談支援実務に携 わっている相談支 援専門員及び行政 職員	6月13日	22名
			8月29日	23名
			10月24日	21名
			12月12日	16名
			2月13日	23名

- ③専門的技術を有する者（医師、弁護士）を必要に応じて確保し、地域の相談事業の支援体制を図る
※基幹相談支援センターでは、嘱託医（精神科医）1名・弁護士1名を配置。

実施内容	講師	対象者	実施回数
嘱託医による相談、高い専門性が求められる困難・多問題ケースについて、よりよい支援を提供するために助言・指導を受ける	精神科医 山科 満氏	相談員他	5回開催

実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
公開事例検討会 「利用者さんは、どんな人？ 事例を元に見立力を高めよう」	精神科医 山科 満氏	医療・教育・福祉 分野の対人援助に 関わる支援者	9月26日	31名

3-3 権利擁護・虐待の防止

実施内容	対象者	
成年後見制度利用支援事業（相談等）の実施及び障がい者等に対する虐待を防止するための取組み	37名	年間通じた個別 ケースにて支援

4. 住居入居等支援事業(居住サポート事業)

実施内容	対象者	
24時間支援 緊急対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整	7名	年間通じた個別 ケースにて支援
居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整、利用者の生活課題に応じ関係機関から必要な支援を受けられるよう調整	12名	

5. その他

◇実習生の受入れ

内 容	受入れ人数
社会貢献や未来の人材育成に寄与するため、社会福祉士の資格取得を目指す学生や社会人を対象に実習生受入れを実施。	4名

◇連絡調整会議

内 容	開催回数
毎月1回以上開催し、作成した日報・月報、業務記録等に基づいて、前月の運営状況を報告する。また今月のスケジュール・運営上の留意点等について、市側と情報を共有化する。	11回

◇浦安市自立支援協議会への参加

内 容	参加回数
第1回浦安市自立支援協議会にて、令和元年度の基幹相談支援センター事業計画（地域相談体制強化の具体的な取り組み）について説明。 第2回浦安市自立支援協議会にて、平成30年度基幹相談支援センターの実績について報告。	自立支援協議会 4回
相談支援部会にリーダーとして参加。作業部会にて、多様な架空事例を用いて、社会資源とつながるための初動（連携）事例集の作成を実施。	相談支援部会 4回
合同部会にて相談支援部会の活動報告等を実施し、地域生活支援拠点についてのパネルディスカッションに参加。	合同部会 1回

◇利用者アンケート

内 容	実施回数
相談支援の質の向上を目指し、個別の相談支援を提供している利用者を対象にアンケート調査を実施。	1回

◇外部研修への参加

<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 ・アメニティーフォーラム 24 ・「成人期における発達障がいとその対応」

◇その他

<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 相談支援事業所集団指導及び意見交換会（浦安市）参加 ・浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会 参加 ・浦安市医療的ケア児支援協議会 参加 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 実務者会議 参加 ・千葉県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 参加 ・市民後見人養成事業フォローアップ研修講師 ・東洋大学 2019年度ソーシャルワーク実習 実習懇談会・報告会 ・国際福祉機器展参加 ・まちづくり活動プラザ運営協議会

■浦安市の地域生活支援拠点における各機能まとめ

《R2.8.27 現在》

	拠点が担う5つの機能	浦安市における地域生活支援拠点		導入時期	備考
		目指す支援	体制		
1	相談	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保する。 障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う。 主に基幹相談支援センターは、緊急時の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。 	【相談支援機関】 <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター (24時間365日の相談受付) 各相談支援事業所 障がい福祉課 権利擁護センター など 	令和2年11月	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 相談事例の共有によるスキルアップ。 コーディネーターの配置。 コーディネーターの要件、権限、配置のための予算措置。
2	緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所等を活用した緊急時の受入体制を常時確保する。 介護者の急病や障がい者の状態変化等に応じて、緊急時の受け入れを行う。 医療機関への連絡等必要な対応を行う。 	【緊急かけつけ】 〔2つのカテゴリー〕 ①緊急時支援事業 (事前登録制) 対象者：18歳以上 (身体・知的・精神) ※精神は6歳から18歳未満 対応時間：24時間365日 ②その他の緊急要請 対象者：障がい児者 (障がい種別不問) 対応時間：24時間365日 ※対応要件は、介護を行う者の疾病その他の緊急の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者。 【緊急時の受け入れ】 〔常時確保短期入所〕 ①一時ケアセンター (1床) ②多機能拠点 (1床)		【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時支援事業について、対象者及び対応時間の拡充は、令和2年12月から。 ○～令和2年11月末 対象者：18歳以上 (身体・知的) 対応時間 月～金：18時～8時 土日、祝日、年末年始：24時間 医療機関との連携。 医療的ケアや医療行為が必要な方の受け入れ。 緊急時の受け入れ先の増枠。 福祉サービスの未利用や地域との繋がりが希薄な世帯の把握。
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	【体験の機会・場の提供】 <ul style="list-style-type: none"> 市内各GH (適宜空床を活用) 多機能拠点GH (常時確保：1床) 		【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 入所や長期入院からの地域移行事例が少ない。 様々な障がい特性に即したGHの不足。
4	専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がい重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。	【支援員のスキルアップ、専門的な対応が可能な体制の整備】 <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター (相談支援) 多機能拠点 (直接支援) 市 		【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連携。 医療的ケアや医療行為が必要な方への支援が可能な支援員不足。 強度行動障がい等、高い専門性を必要とする支援力の向上。
5	地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。	【地域の体制づくりの担い手】 <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター (コーディネーター) 多機能拠点 自立支援協議会 		【課題】 <ul style="list-style-type: none"> 福祉分野だけでなく、医療や教育、地域関係等、様々な分野との連携。 相談支援事業所を中心に、支援困難事例等についての課題検討等、地域で共同で対応していく体制づくり。 コーディネーターについて、基幹相談支援センターの他、担い手の要件、権限等について、検討が必要。

（案）

浦安市地域生活支援拠点運営要領

令和2年11月

浦安市福祉部障がい事業課

(案)

《目次》

- 用語の定義
 - 地域生活支援拠点…………… P. 1
 - 地域生活支援拠点の「整備」…………… P. 1
 - 地域生活支援拠点の「整備目的」…………… P. 1
 - 地域生活支援拠点の「整備手法」…………… P. 1
 - 本市の地域生活支援拠点における「多機能拠点」…………… P. 2
 - 本市の地域生活支援拠点における「面的整備」部分…………… P. 2
 - 本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ…………… P. 3
 - 地域生活支援拠点に必要な機能…………… P. 4
 - 各機能の具体的な内容…………… P. 4
 - 本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ（5つの機能を反映）
…………… P. 5

- 緊急時の受入れ・対応に係る体制について…………… P. 6
 - 対象者等の定義…………… P. 6
 - 支援体制…………… P. 7
 - 緊急時支援体制フロー…………… P. 9
 - 人員配置…………… P. 10
 - 周知・啓発…………… P. 10
 - 加算制度…………… P. 11

- 地域生活支援拠点における面的事業所としての登録について…………… P. 13

- 地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握…………… P. 14

- 浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱…………… P. 15



(案)

○用語の定義

地域生活支援拠点

障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくり）を持つ場所や体制のこと。

地域生活支援拠点の「整備」

地域生活支援拠点を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

地域生活支援拠点の「整備目的」

地域生活支援拠点は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

- ①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
⇒障がい者等の地域での生活を支援する。

地域生活支援拠点の「整備手法」

地域生活支援拠点の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障がい者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示している他、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行うことも可能としています。

(例：「多機能拠点整備型」＋「面的整備型」→「併用整備型」)

本市においては、双方の利点を活かした、「併用整備型」を採用しています。

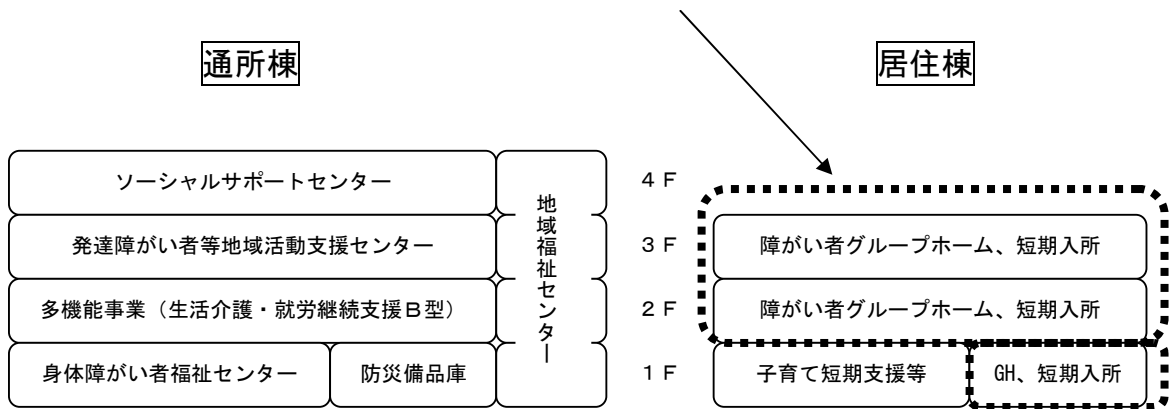


(案)

本市の地域生活支援拠点における「多機能拠点」

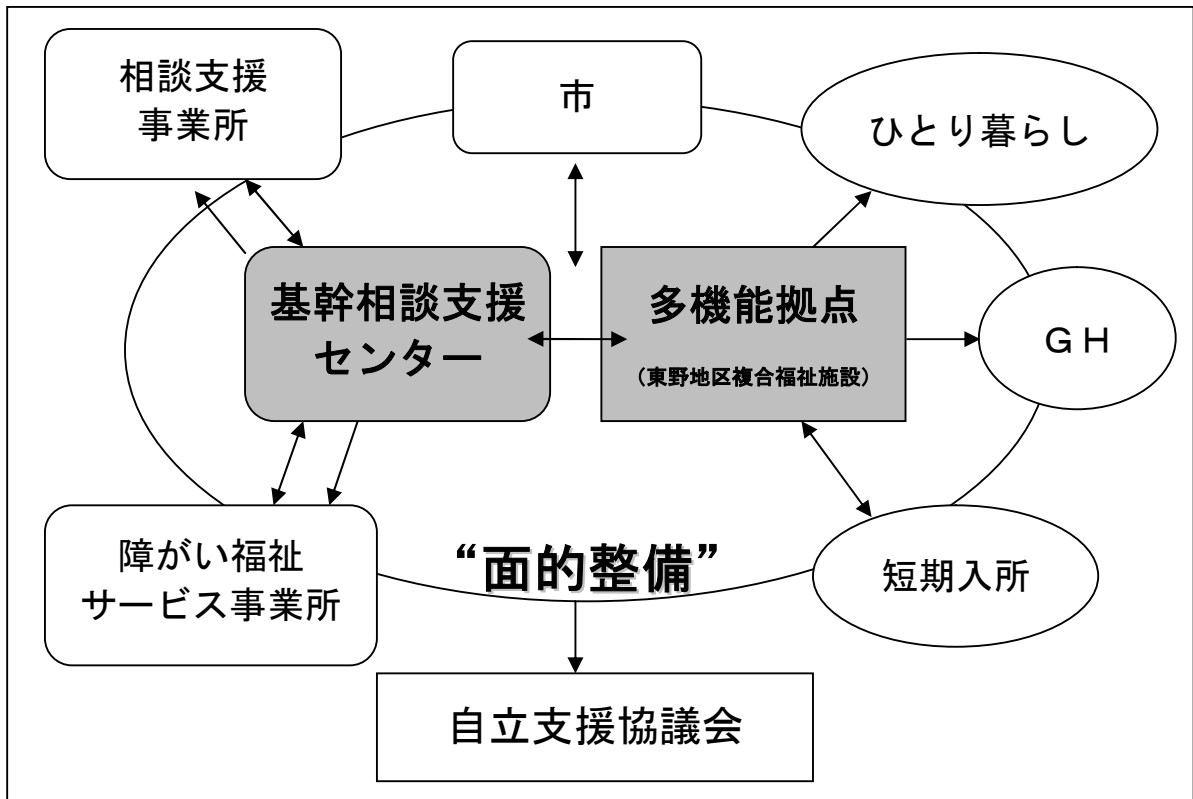
地域生活支援拠点の機能の一部を集約した、東野地区複合福祉施設居住棟の「グループホーム、短期入所」部分を指します。

居住棟のグループホーム、短期入所部分を指します。



本市の地域生活支援拠点における「面的整備」部分

多機能拠点と基幹相談支援センターが中心（コア）となるとともに、各相談支援事業所等が相互に連携を図ります。

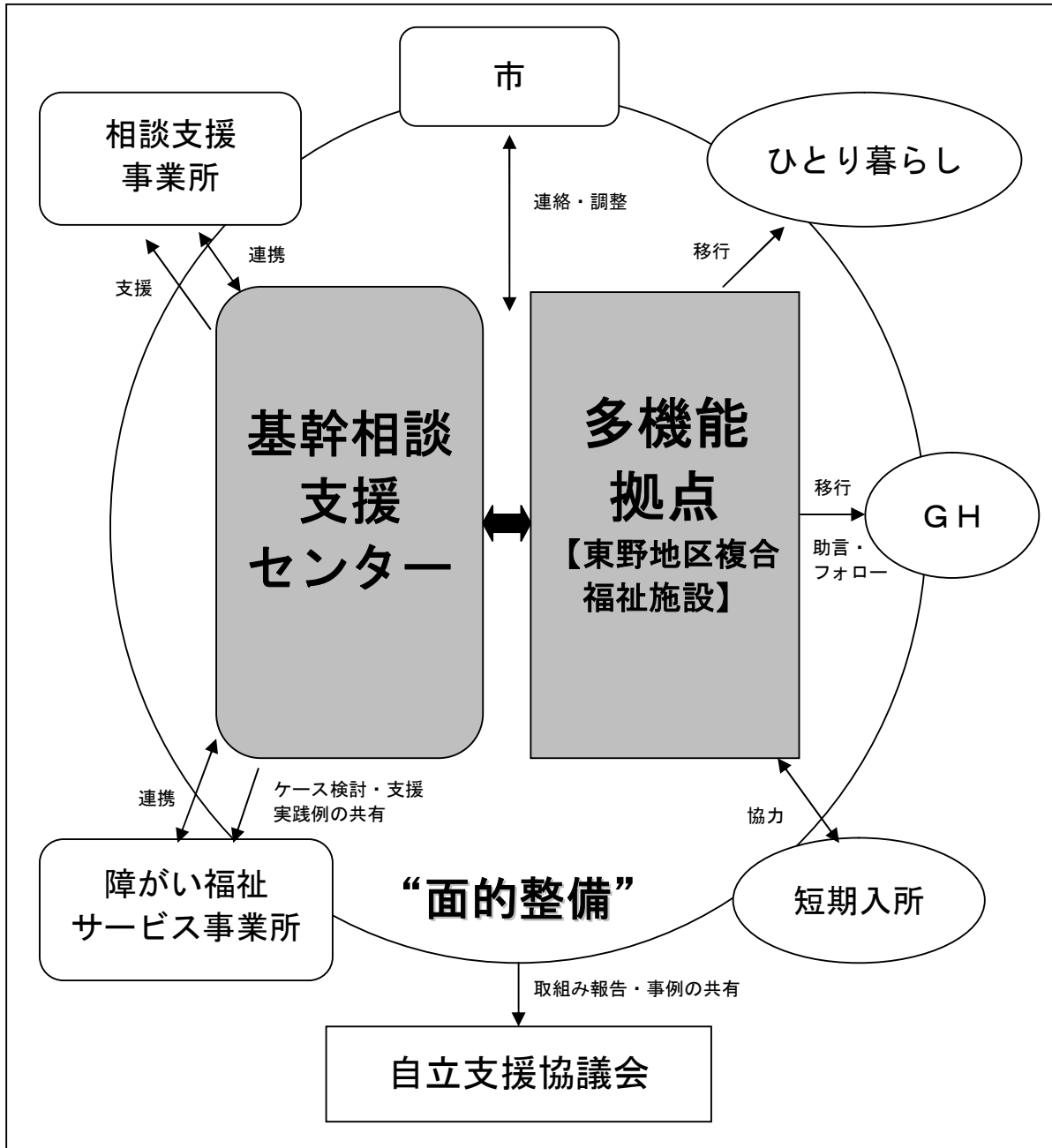


(案)

本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ

併用整備型（多機能拠点と面的整備の併用型）

～入所施設のない浦安市で、多機能拠点をベースに、障がいのある人の地域生活を地域全体で支える仕組み～



(案)

地域生活支援拠点の必要な機能

障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えます。

各機能の具体的な内容

【①相談】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

【②緊急時の受け入れ・対応】

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

【③体験の機会・場】

地域移行支援や親元からの自立等にあって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

【④専門的人材の確保・養成】

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

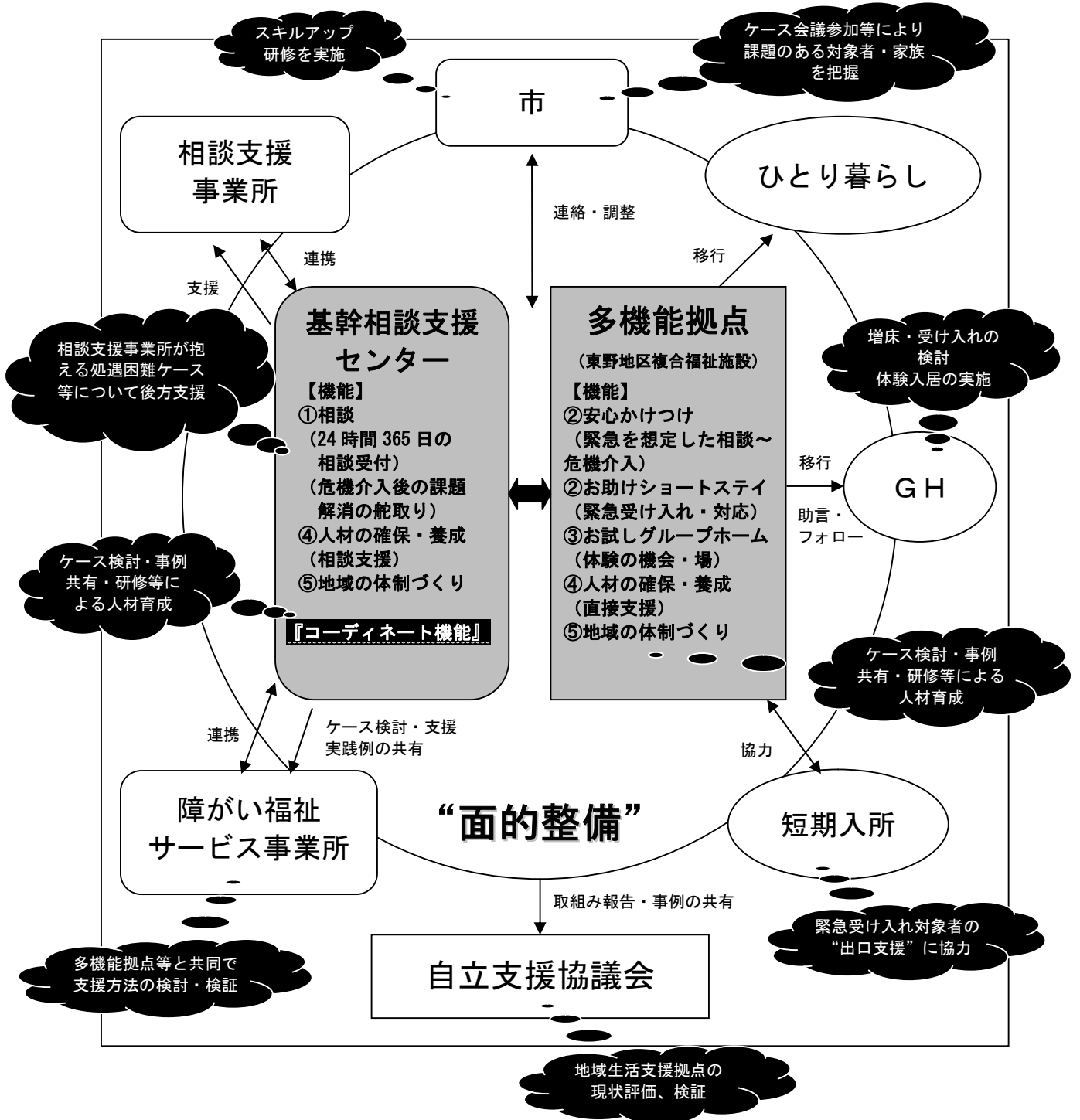
【⑤地域の体制づくり】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。



(案)

本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ (5つの機能を反映)



(案)

○緊急時の受入れ・対応に係る体制について

緊急時の受け入れ・対応機能の具体的な内容は、『短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能』と厚生労働省の資料*にて示されています。

「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」
厚生労働省障害保健福祉部障害事業課資料より一部抜粋

本市では、地域生活支援拠点における緊急時の受入れ・対応について、次の2つの類型について規定します。

- ア 多機能拠点において実施する緊急時支援事業（事前登録制）
- イ 緊急時支援事業登録者以外からの緊急要請

これにより、次のとおり体制を整備します。

(1) 対象者等の定義

① 対象者

市内に住所を置き居宅（GH含む）にて生活している65歳未満の障がい児者、及び65歳以上で現に障害福祉サービスのみを利用している者
(各障害手帳所持者、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用対象者、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業利用対象児)。

② 対象とする日時

24時間 365日

※初動、かけつけ対応については、次のとおりとする。

時間帯	対応機関	備考
日中（平日） ※業務時間内	・基幹相談支援センター ・多機能拠点 ・相談支援事業所 ・市（障がい福祉課、権利擁護センター等）等	居住系及び日中活動系サービスの利用中、及び担当する相談支援専門員（介護支援専門員）の業務時間内に生じた緊急事態への初期対応は、当該事業所等が行うことを原則とする。
深夜、早朝、 祝日等	・基幹相談支援センター ・多機能拠点	かけつけについては、緊急時支援事業登録者を原則とする。

(案)

③ 対象とする事案

基本的には、「介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき」が緊急対応の対象事案となる。一方で、当該業務は障がい児者本人や家族、介護者や近隣住民等が、障がい特性に配慮した緊急対応の必要性を感じて通報・連絡してくる事案を取り扱うことから、通報・連絡を受ける段階においては、事案の範囲を限定しないものとする。

(2) 支援体制

① 緊急対応事案の発生・通報

- ・本人、家族、近隣住民等が困り果てて直接相談してくるケース、夜間、休日に市から連絡が入るケース、警察等各機関からの対応依頼によるケース等を想定。

② 緊急相談（基幹相談支援センター）

- ・夜間休日を含む、24時間365日に渡る常時の連絡体制を確保する。
- ・通報を受理した場合、状況を注意深く聴き取り、必要に応じてアドバイスや情報提供等を行う。
- ・警察、救急等他機関への通報が必要と認められる場合は、通報先を案内する。
- ・緊急性が高くないと認められる場合は、日中の業務時間帯にかけ直していただくよう案内する。
- ・緊急時支援事業登録者からの緊急相談については、多機能拠点と情報共有を図る。
- ・聴き取りの結果、（原則として、出勤可能な勤務時間内において）専門性を有する者による現地対応が必要と判断した場合は、相談支援事業所等と連携して出勤するとともに、1名で対応可能と判断できる場合を除き、複数による支援を展開する。また、緊急時支援事業登録者からの緊急相談により、出勤が必要と判断された場合については、多機能拠点と連携し、現地に出動する。

③ 緊急対応（基幹相談支援センター及び緊急時支援事業受託者）

- ・基幹相談支援センターには、緊急事案に係る舵取り役としてのコーディネート機能が求められる。また、緊急対応後の出口支援を含め、事態の解決が認められるまで、一連の支援に主体的に関わる。
- ・事前登録制である緊急時支援事業（安心かけつけ）を実施する多機能拠点は、24時間365日に渡る常時の出勤体制を確保しつつ、通報時には必要に応じて基幹相談支援センター等と連携し現地に出動する。現地では、本人の安全確保、トラブルの収束、関係機関への連絡等に従事する。

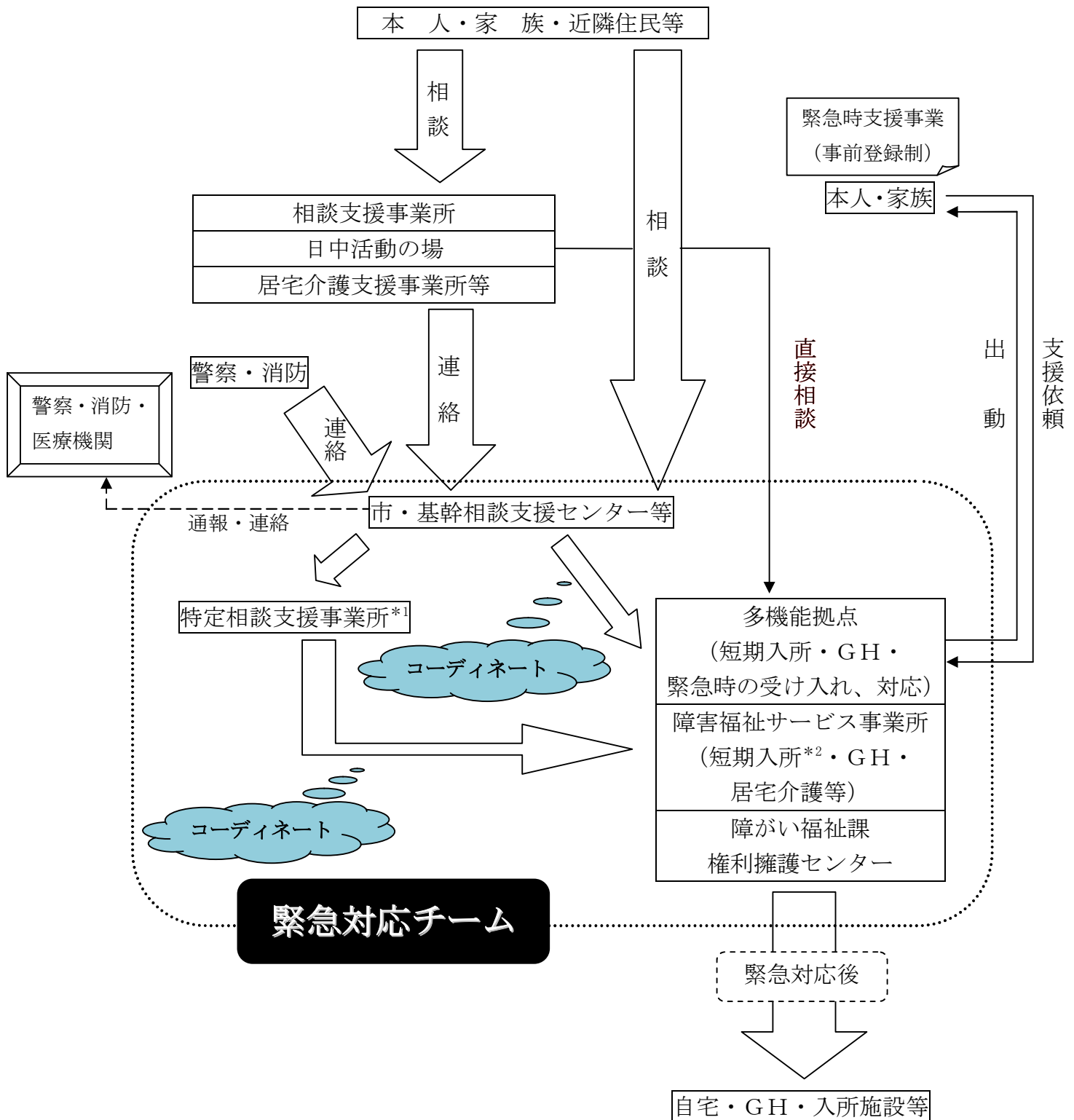
(案)

- やむを得ず自宅で過ごすことが困難と認められる場合、緊急宿泊先となる短期入所施設等への送迎や付き添いを行い、状況が落ち着いたことが認められるまで、当該施設にて本人の様子を見守る。
 - 緊急時支援事業登録者以外に関する現地対応については、介護を行う者の疾病その他の緊急の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合を基本的要件とし、必要に応じて、警察、消防署、保健所等への通報を行う。なお、今後も継続した支援が必要と判断される場合には、緊急時支援事業の登録を勧め、安定した支援の実現を図る。
- ④ 緊急宿泊（短期入所）
- 必要最低限の期間、短期入所サービスを提供する。期間は本人、家族、支援者等の協議により決定する。
 - 短期入所の支給決定がある場合、当該費用は事業所から本人に請求する。
 - 短期入所の支給決定がない場合、当該費用は事業所から本人に請求し、後日、支給決定後に本人から市に対し特例介護給付費の支給を申請する。



(案)

【緊急時支援体制フロー イメージ図】



※請求可能な加算制度

- * 1 地域生活支援拠点等相談強化加算 (700 単位/回)
- * 2 緊急短期入所受入加算 (Ⅰ : 180 単位/日・Ⅱ : 270 単位/日)

(案)

(3) 人員配置

① 緊急相談

- ・基幹相談支援センターにおいては、24時間365日の連絡体制を構築し、業務用携帯電話の所持により、夜間休日においても常時の受電体制を確保する。

② 緊急対応（基幹相談支援センター及び多機能拠点）

- ・基幹相談支援センターは、緊急時支援事業の受託者である多機能拠点とともに緊急事案に対応し、所要の措置を講じるために必要な人員を確保する。
- ・緊急時支援事業受託者は、本人の安全確保、トラブルの収束、関係機関への通報等に従事するために、必要な人員を確保する。
- ・社会福祉士、介護福祉士等専門職による適切な対応を行う。
- ・可能な限り、同性介助に努めるものとする。

③ 緊急宿泊

- ・短期入所サービスを提供するために、必要な人員を確保するとともに、様々な障がい特性に対応可能な、相応の実務経験を有する職員を配置する。
- ・日頃から、短期入所サービスの緊急受け入れを想定し、人員配置を想定しておく（医療的ケア及び医療行為が必要な場合についても留意）とともに、初めての利用受け入れにはリスクが伴うことから、緊急利用の可能性が高い対象児者には、従前から体験利用も提案しておく。
- ・可能な限り、同性介助に努めるものとする。

(4) 周知・啓発

① 役割

- ・市、基幹相談支援センター、多機能拠点及び地域生活支援拠点の面的機能を有する登録事業者等は、地域生活支援拠点で実施する事業について、積極的に周知・啓発を行うものとする。
- ・基幹相談支援センター、相談支援事業所等の支援機関は、緊急時支援事業については事前登録制であることから、把握する緊急時の支援が見込めない世帯について当該事業の登録を勧め、緊急時のかけつけ体制の確保を図る。
- ・その他、相談支援部会や市が主催する事業者説明会等において、適宜当該事業の説明を行い、事業の浸透を図る。

(案)

(5) 加算制度

〔前提条件〕

地域生活支援拠点の機能を担う事業所については、運営規程に拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点として認めることを要する。

① 相談機能の強化

- ・特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算。

《地域生活支援拠点等相談強化加算》 700 単位/回

短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算可能。

② 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- ・緊急時の受入れ・対応を重点的に評価する加算。

※拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定可否は行わない。

《緊急短期入所受入加算（Ⅰ）》 180 単位/日（福祉型）

《緊急短期入所受入加算（Ⅱ）》 270 単位/日（医療型）

介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から起算して7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算可能。

《定員超過特例加算》 50 単位/日（10日を限度）

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能（当該期間は定員超過減算は適用しない）。

(案)

③ 体験の機会・場の機能の強化

- ・拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスや、地域移行支援、施設入所支援に関する体験利用の支援・受入れを評価する加算。

《体験利用支援加算》

【日中活動系サービス】	<u>500 単位/日 (初日から5日目まで)</u>
	<u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点の場合)</u>
	<u>250 単位/日 (6日目から15日目まで)</u>
	<u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点の場合)</u>

《体験利用加算》

【地域移行支援】	<u>500 単位/日 (初日から5日目まで)</u>
	<u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点の場合)</u>
	<u>250 単位/日 (6日目から15日目まで)</u>
	<u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点の場合)</u>

《体験宿泊支援加算》

【施設入所支援】	<u>120 単位/日</u>
----------	-----------------

《体験宿泊加算》

【地域移行支援】	
<u>体験宿泊加算 (I)</u>	<u>350 単位/日</u>
<u>体験宿泊加算 (II)</u>	<u>750 単位/日 (夜間及び深夜における支援あり)</u>

④ 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- ・手厚い体制や個別特性に対応する支援を評価する加算。

※拠点の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定可否は行わない。

《重度障害者支援加算》

強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を配置した場合
(体制加算) 7 単位/日

強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算可能 (ただし、強度行動障がい有する者が利用していない場合は加算不可)。

(案)

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算） 180 単位／日

実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算可能（当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可能）。

⑤ 地域の体制づくりの機能の強化

- ・特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算。

《地域体制強化共同支援加算》 2,000 単位／月（月1回を限度）

当該計画相談支援対象障がい者等に対して、障がい福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援障がい者等1人につき、1月に1回を限度として加算可能。

○地域生活支援拠点における面的事業所としての登録について

地域生活支援拠点の面的機能を担い、協力・連携を図る事業所は、市への届出を必要とします。届出が受理され、市が管理する事業所名簿に記載された事業所については、以下の取扱いとします。

- (1) 地域生活支援拠点の面的機能の一部を担う事業所として、市のホームページ等において公表します。
- (2) 地域生活支援拠点に係る加算が請求可能となります。
- (3) 「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金」等、市独自の補助金を受けることが可能となります。

(案)

○地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握

～P (Plan) D (Do) C (Check) A (Action) サイクルの活用～

地域生活支援拠点に必要な機能が適切に実施されているか、また、地域の実情に適しているか、様々な地域課題に対応できているか等を視点に置き、今後
も十分な検討・検証を行う必要がある。

このため、定期的又は必要な時に自立支援協議会等を活用し、地域生活支援
拠点に必要な機能の実施状況の把握に努めるとともに、随時見直しを行い、機
能の充実・発展を図るものとする。



《参考資料》

「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

厚生労働省障害保健福祉部障害事業課資料

(案)

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項の規定に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい特性に即した様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、浦安市基幹相談支援センターと浦安市東野地区複合福祉施設居住棟における多機能拠点を中心とし、地域の複数の事業者により機能を分担して面的な支援を行う体制（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、浦安市（以下「市」という。）とする。

2 地域生活支援拠点の実施する事業については、第4条の規定に基づき千葉県が認定した指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。）、指定一般相談支援事業者（法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）（以下「事業者」という。）が行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市に居住する65歳未満の障がい児者とする。

(事業の内容等)

第4条 地域生活支援拠点は、基幹相談支援センターと多機能拠点を中心とした面的な支援を行う体制を構築するとともに、浦安市自立支援協議会等の協議の場を活用し、地域生活支援拠点に必要な以下に掲げる機能を推進する。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(案)

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がい有する方、高齢化に伴い障がい重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

- 2 前項に掲げる事業の運営については、浦安市自立支援協議会等において、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点の整備方針に関する検討等を行い、事業の充実・発展を図るものとする。

(届出・認定等)

第5条 前条第1項に掲げる事業の機能を担う事業者は、運営規程に地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の運営規程を添えて、浦安市地域生活支援拠点事業所登録届出書(第1号様式)を市に提出するものとする。
- 3 前項により、市が届出書を受理した場合、速やかに認定の可否を判断し、認定する場合は浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書(第2号様式)を事業者に交付し、認定しない場合は文書でその旨を通知するものとする。
- 4 市は、前項の規定により認定した事業所(以下「登録事業者」という。)を、浦安市における地域生活支援拠点の機能を担う事業所名簿(第3号様式)に記載し管理するとともに、市内において共有を図るものとする。
- 5 第4条第1項の機能を担う事業所は、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づく加算対象となる事業の指定権者へ、浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書の写しとともに、運営規程の変更に伴う変更届を提出する。なお、当該事業所は、地域生活支援拠点の趣旨や担う役割を十分に理解したうえで、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

(変更等)

第6条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに浦安市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

(案)

(廃止等)

第7条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1か月前までに浦安市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書(第5号様式)を、拠点事業を再開したときは、10日以内に当該届出書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 事業の実施にあたっては、障がい者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 この事業に従事する者又は従事した者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点の実施する事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(案)

第1号様式 (第5条第2項)

浦安市地域生活支援拠点事業所登録届出書

年 月 日

浦安市長 様

届出者 所在地
 事業者名
 代表者名 (印)

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

申請者	(フリガナ) 名 称				
	主たる事業所の 所在地	(〒 -)			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
登録を 予定する 事業所	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	主たる事業所の 所在地	(〒 -)			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
		E-MAIL			
	地域生活支援 拠点として 担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり			
開始予定年月日	年 月 日				

※添付書類：変更した運営規程の写し

(案)

第2号様式 (第5条第3項)

浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書

年 月 日

様

浦安市長 内 田 悦 嗣 印

年 月 日付けにて届出のあったことについて、浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第3項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

区 分	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所のサービス種別	
地域生活支援拠点として 担う機能	
認 定 日	
認 定 期 間	
備 考	

〔注〕 認定期間の2月前までに当該事業所、または市より認定期間終了の意思表示がないときは、自動的に1年更新されるものとし、以降も同様とします。

(案)

第4号様式(第6条)

浦安市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書

年 月 日

浦安市長 様

届出者 所在地
事業者名
代表者名 ⑩

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

登録内容を変更した 事業所		名称	
		所在地	
変更があった事項			変更の内容
1	申請者(設置者)の名称		(変更前)
2	申請者(設置者)の主たる事業所の 所在地、連絡先		
3	代表者の職・氏名、住所		
4	事業所(設置)、名称		(変更後)
5	事業所(施設)所在地、連絡先		
6	その他		
変更年月日			年 月 日
備 考			

(案)

第5号様式 (第7条)

浦安市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

浦安市長 様

届出者 所在地
事業者名
代表者名 ⑩

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第7条の規定に基づき、以下のとおり届出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名 称	
	所在地	
登録を受けた年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した理由		
現に地域生活支援拠点事業にて受け入れている者の有無	有 ・ 無	
上記に関連し、受け入れている者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日から	
	年 月 日	